



文化ふれあい事業

春休み映画鑑賞会



ディズニーから

すっごい映画が

やってきた!

3月29日 (土)

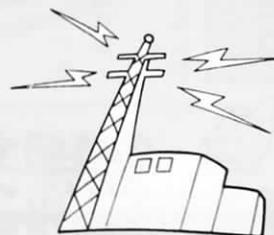
- ★開場 午後 1 時30分
- ★上映 午後 2 時～ 3 時30分
- ★場所 中央公民館 大ホール
- ★問い合わせ 教育委員会 社会教育係

入場無料!

くらしの

LIVING INFORMATION

情報



納税

固定資産税（4期）

2月28日（金）まで

役場 293-1234

妊婦相談が

あります

- とき 3月3日（月）午後1時30分～3時30分
（受付は午後1時20分～1時30分）
- ところ 役場保健室
- 内容 母子健康手帳の交付、新生児の扱い方、もく浴指導、母乳について

スポーツ講演会があります

- とき 3月10日（月）午後7時30分から
受付＝午後7時から7時50分まで
- ところ 遠賀コミュニティーセンターホール
- 演題 「たのしいスポーツ指導とクラブづくり」
- 講師 福岡大学体育学部 松尾哲矢助教授
- 参加申込み 3月5日（水）までに教育委員会体育振興係へ、お電話で申し込んでください。☎（293）1234（内358）



松尾哲矢 助教授

※対象は、指導者の人だけではありません。会員やクラブづくりに疑問を感じておられる人など、お気軽にご参加ください。

- 持ってくるもの 印鑑（当日母子健康手帳を受け取る人）
- 料金 無料
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

**わんぱく教室が
あります**
（テーマ「みんなで元気に遊ぼう！」）
（終了式）

- とき 3月11日（火）午前10時～11時30分

1歳半健康診査 があります

- とき 3月13日（木）午後1時10分～1時40分
- ところ 遠賀町中央公民館
- 対象 平成7年7月1日から9月30日までに生まれた幼児（1歳6か月～1歳8か月児）

- 持ってくるもの 母子健康手帳、健診票（対象者に通知します）
- 内容 身体測定、小児科医・歯科医による診察、歯科衛生士、保健婦による保健指導
- 料金 無料
- その他 対象者には個人通知します
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

役場事務アルバイト の登録を受け付けて います

- 遠賀町役場では、事務のアルバイトを希望される人の登録を受け付けています。履歴書を添えて企画課人事係へ申込みください。採用については、必要に応じて事前にお知らせします。
- 受付期間 随時

- （受付は午前9時30分～10時）
- 対象 生後4か月児～就学前の乳幼児
- ところ 遠賀コミュニティーセンター
- 内容 保母さんとの遊び、育児交流、言語訓練士による言葉の相談（予約制）
- 持ってくるもの 水筒、おしほり、新聞紙
- 料金 無料
- その他 動きやすい服装で参加してください
- 問い合わせ 福祉課保健衛生係

無縁墓地を改葬します 縁故者はいませんか

- 勤務時間 午前8時30分～午後5時
- 対象 問いません
- 問い合わせ 企画課人事係
- 墓地の名称 不明
- 所在地 福岡市西区大字元岡二八五番二、同所一〇七四番、同所一四六番、同所一二八九番二、同所三〇一五番二、同所三〇一七番
- 改葬の理由 九州大学統合移転事業の実施のため
- 無縁墳墓数 六か所
- 改葬先 福岡市西区大字元岡一〇二八番地
- 締切日 3月30日（日）
- 問い合わせ 元岡無縁墓地改葬委員会委員長 濱地馨さん ☎092（806）3631（福岡市西区大字元岡一四二番地の一）

優良運転者を 表彰します

折尾警察署と折尾交通安全協会では、五年以上および十年以上、いずれも継続運転・無事故・無違反の優良運転者の地区表彰を行います。

- ◆申請受付 3月1日から3月31日まで折尾交通安全協会または協会各支部で受け付けます。
- ◆申請手続きに必要なもの
運転免許証（表・裏）と会員証のコピー、無事故・無違反証明書、申請書（協会窓口または各支部でお渡しします。）
- ◆表彰の種類
・五年以上継続運転・無事故無違反II協会長表彰
・十年以上継続運転・無事故無違反II警察署長協会長連名表彰
- 問い合わせ 折尾交通安全協会 ☎（601）1818

ひとのうごき

平成9年1月末日現在（ ）は前月比

世帯数 6,088 (+11)

人口 19,606 (+25)

- 男… 9,345
- 女… 10,261
- 転入… 78
- 転出… 47
- 出生… 8
- 死亡… 14

消費税率の引き上げに伴い

国から臨時福祉特別給付金が支給されます



本年4月から消費税率が引き上げられることに伴って、老齢福祉年金、特別障害者手当等の受給者や、低所得の在宅ねたきり老人、65歳以上の低所得者の皆様に、国から臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。

具体的な給付金の種類やその対象者、および支給の方法などは次のとおりですが、支給を受けようとする人は、申請書の提出が必要となりますので、役場福祉係に3月25日までに提出してください。

1. 臨時福祉給付金(福祉給付金)

(1)平成9年2月1日において、本年2月分の次のいずれかの年金または手当を受給できる人が対象となります。

- ①老齢福祉年金
- ②障害基礎年金のうち旧障害福祉年金に相当するもの(年金証書の年金コード種別の先頭二桁が「63」または「26」に該当するもの)
- ③遺族基礎年金のうち旧母子・準母子福祉年金に相当するもの(年金証書の年金コード種別の先頭二桁が「27」または「28」に該当するもの)
- ④児童扶養手当
- ⑤特別児童扶養手当

- ⑥特別障害者手当
- ⑦障害児福祉手当
- ⑧福祉手当(経過措置分)
- ⑨原爆被爆者諸手当(医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当)

(注)⑤の特別児童扶養手当については、手当の制度上の受給者は親または養育者となつていますが、給付金は障害児の人が支給対象となります。

- (2)支給額
支給対象者一人につき一万円
 - (3)前記(1)に該当する場合でも、平成9年2月1日において生活保護を受けている人や社会福祉施設に入所されている人などには、それぞれの制度から別途同様の措置(生活保護費に一万円を加算して支給するなどの措置)がとられることになっていきますので、福祉給付金は支給されません。
- なお、通所(通園)施設等で通所サービスを受けている人や軽費老人ホーム等の契約型の施設を利用されている人で前記(1)に該当する場合は、福祉給付金の支給対象となります。

2. 臨時介護福祉金(介護福祉金)

(1)平成9年2月1日において、生活保護を受けている人か、ある

いは平成8年度分の市町村民税所得割が非課税の人(本人が他の人の平成8年度分の市町村民税額の確定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、その人の当該市町村民税所得割が非課税の場合に限ります。)で次のいずれかに該当する人が対象となります。

- ①基準日において6か月以上(平成8年8月1日以前から)継続して、ねたきりまたは痴呆等の状態にあるため、常時の介護を必要としている65歳以上の人(昭和7年2月1日以前に生まれた人)
- ②本年2月分の特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当(経過措置分)を受給できる人

(2)支給額
支給対象者一人につき三万円

(3)ただし、平成9年2月1日において、病院、診療所、または老人保健施設に継続して3か月を超えて入院または入所(平成8年10月31日以前からの入院または入所)している人、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設に入所している人、里親に委託されている人および養護委託をされているお年寄りの人は、介護福祉金は支給されません。

3. 臨時特別給付金(特別給付金)

(4)介護福祉金は、福祉給付金や特別給付金と異なって、ねたきりのお年寄りなどに対する在宅介護の支援を目的として支給されることから、同一の人が福祉給付金や特別給付金の支給要件に該当する場合には、介護福祉金に加えて支給の対象となります。

(1)平成9年2月1日において65歳以上の人(昭和7年2月1日以前に生まれた人)で、平成8年度分の個人の市町村民税が非課税の人(本人が、他の人の平成8年度分の市町村民税額の確定に際し、控除対象配偶者または扶養親族となっている場合は、その人の当該市町村民税が非課税の場合に限ります。)が対象となります。

- (2)支給額
支給対象者一人につき一万円
- (3)前記(1)に該当する場合でも、福祉給付金の取扱いと同様に生活保護を受けている人などには支給されません。
- (4)また、同一の人が「1. 臨時福祉給付金」の支給要件に該当する場合であっても、重複して給付金を受けることができません。

4. 支給を受けるための手続き

(1)臨時福祉特別給付金の支給を受けようとする人は、臨時福祉特別給付金支給申請書(昭和7

年2月1日以前に生まれた人(ただし、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等入所者は除く。)および前述の各種年金・手当の2月分を受給できる人に郵送します。)に必要事項を記入の上、役場福祉係に平成9年3月25日までに提出してください。

- (2)この申請書は一枚で、「福祉給付金」「介護福祉金」並びに「特別給付金」のいずれに該当する場合でも申請書は一枚だけ提出していただくこととなります。
- (3)臨時福祉特別給付金の円滑な支給事務手続きを進めるため、申請書を提出する際に、臨時福祉特別給付金の請求と受領を町長に委任していただくこととしていますが、申請書提出後、受給資格が認定されずと役場から直接支給されることとなります。この受給資格の認定の際に、介護福祉金と特別給付金については市町村民税の課税状況を確認する必要がありますので、申請される人は、税務関係当局への照会についての同意書の記入、もしくは課税証明書の添付をお願いすることとしておりますのでご協力ください。

《問い合わせ》

役場福祉係

☎(293)1234

第35回福岡県身体障害者体育大会があります

●とき 5月25日(日) 午前10時
 (雨天決行)

●ところ 博多の森陸上競技場、クローバープラザ アリーナ棟

●申込先 役場福祉課窓口

●申込締切 2月28日(金)

●問い合わせ 福岡県障害者スポーツ協会 ☎092(582)5223 FAX092(582)5228

平成9年度県政モニター募集

モニター募集

県では、県民の皆さんから県政に対する意見や提案等をお伺いするため、県政モニターを募集します。

●応募資格 県内に居住する20歳以上の人(国・地方公共団体の

全国春の火災予防運動「便利さに慣れて忘れる 火のこわさ」

3月1日から3月7日まで、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。昨年は郡内で49件(内建物火災32件)の火災が発生し、貴重な財産が失われています。

遠賀郡消防本部では火災ゼロを目指し、家庭から地域へ広げる自主防災をスローガンにこの運動を実施します。



議員、常勤の公務員、県政モニター経験後五年以内の人を除く)

●任期 平成9年5月中旬から平成10年3月31日まで

●応募方法 官製はがきに次の事項を記入の上、投函してください。

(1)住所・電話番号・氏名・生年月日・年齢・性別・職業

(2)平成4年度から平成8年度までの福岡県政モニター経験の有無

(3)これまでに経験した福岡県政

モニター以外のモニターの名称

(4)県政について関心を持っている事柄

●申込締切 3月21日(必着)

●謝礼 年一万五百円を限度として支払います。

●申込み・問い合わせ

〒812-77 福岡市博多区東公園七-七 福岡県総務部県民情報広報課公聴係「県政モニター」担当 ☎092(651)111 1 1内線2385

広報掲載受付中

春のサークル会員募集



広報おんがでは、4月10日号で春のサークル会員募集記事の掲載を予定しています。希望されるサークルは、次の内容を用紙に記入して3月19日(水)までに役場企画調整係へ申し込みください。

■内容■

- ・サークルの名称
- ・紹介文(60字以内で)
- ・練習日と時間
- ・練習場所
- ・対象者
- ・費用(会費は年会費か月会費か、入会金の要不要など)
- ・申込先(住所、氏名、電話番号)

サークルのジャンルは問いませんが、営利を目的とする教室などの掲載はお断りします。

■問い合わせ■

企画課企画調整係へ

グラウンドゴルフ交流会 参加者募集 (全員に参加賞、その他ホールインワン賞などがあります)

ゴルフバックを抱えてコースを廻っているお父さんも、クラブをスティックに持ち替えて、日ごろの活躍を子どもに披露されてはいかがですか?

- とき 3月23日(日) 午前8時30分から(雨天中止)
- ところ 遠賀総合運動公園(緑の広場)
- 参加資格 町内在住者(小学4年生以上)、在勤者個人でもグループでも参加できます。
- 内容 1チーム6人(チーム編成は当日会場で抽選を行います。)で3コース(1コース、8ホール)を最小打数で競い合うものです。
- 申込み 3月17日(月)までに教育委員会体育振興係へお電話で申し込むか、またはグラウンドゴルフ教室当日

に会場で直接申し込んでください。

交流会に備えて・・・グラウンドゴルフ教室を開催します

- とき 3月9日(日)、3月16日(日) いずれの日も午前9時から10時30分まで
 - ところ 広渡小、島門小、浅木小校区とも各小学校グラウンド(3月9日、3月16日とも)
 - 参加資格 町内在住者(小学4年生以上)、在勤者
 - 申込み 当日会場で受け付けます。(住所地の会場にお集まりください。)
- ※問い合わせ 教育委員会体育振興係 ☎(293)1234

カヌー教室を開催します

水ぬるむ春も間近です。一度カヌーに乗ってませんか

- とき 3月8日、15日、22日 土曜日3回コース 午後2時30分～4時30分
- ところ 役場横「西川」 集合は中央公民館前へ
- 対象 小学4年生から6年生までの児童とその保護者
- 参加料 無料
- 服装 ぬれてもいい服装、その他タオル、帽子、運動靴などを持参してください。
- 主催 教育委員会
- 主管 遠賀カヌークラブ
- 申込み 3月5日(水)までに社会教育課体育振興係まで、申し込んでください。電話申込み可(住所・氏名・学年・電話番号) ☎(293)1234内線358